

報告案件（3）高校生バス通学定期券購入費補助事業の開始について

1 背景・目的

- 山間地域等の移住・定住・交流の促進につながる取組は、早急な対応が求められる喫緊の課題である。
- 本取組により、これまで以上にバス通学がしやすい環境を整え、山間地域等の高校生の遠距離通学に係る経済的負担の軽減や山村地域等への移住・定住・交流の促進につなげる。

2 制度概要（詳細は現在調整中）

- 豊田市内在住の高校生等のバス通学定期券購入費のうち、自己負担額（6,000 円/月）を超過した金額の全額相当を補助する。
- 通常の金額でバス通学定期券を購入し、後日申請に基づき、所定の口座に補助金を振り込む。

（1）制度の開始時期（予定）

- 令和7年4月から実施

（2）対象者（下記の①、②、③をいずれも満たす方）

- ①おいでんバス・名鉄バスの通学定期券を利用して通学する豊田市内在住の高校生等
→高等学校（全日制・定時制・通信制）／高等専門学校（第1学年から第3学年）／専修学校（高等課程）／インターナショナルスクール
- ②満18歳となる日を含む年度を超えていないこと
- ③バス通学定期券代が6,000円／1か月を超える方

（3）補助対象経費

- おいでんバス・名鉄バスの豊田市内運行区間（※）に要する通学定期券購入費
※起終点がいずれも豊田市内のバス停（市外区間は補助対象経費外）

（4）補助金の額

- 補助対象経費から自己負担額 6,000 円/月（※）を控除した額
※おいでんバスの普通運賃 300 円区間、区間距離 12km 相当（概ね豊田市駅から旧市内をカバーする範囲）
- 通学定期券が複数枚ある場合は、条件に合致する通学定期券であれば合算可
→合算金額が 6,000 円/月を超過した場合は補助対象

3 今後のスケジュール

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 令和7年2月7日 | ・豊田市公共交通会議において報告 |
| 令和7年3月上旬～ | ・豊田市ホームページに制度詳細の公開
・周知用チラシ配布 |
| 令和7年4月1日 | ・高校生バス通学定期券購入費補助事業開始 |

豊田市内在住の高校生必見！ バス通学定期券代を補助します！！

対象者 下記の①、②、③をいずれも満たす方

①対象期間中に、豊田市に住民登録のある高校生等

高等学校（全日制・定時制・通信制）／高等専門学校（第1学年から第3学年）
専修学校（高等課程）／インターナショナルスクール
※所得制限はありません
※他制度（生活保護費や特別支援教育就学費等）で支援がある方は対象ではありません。

②満18歳となる日を含む年度を超えていないこと

一般的な高校1年生から3年生までが対象です。

③バス通学定期券代が6,000円/1か月を超える方

おいでんバス及び豊田市内を運行している名鉄バス路線の通学定期券代が対象です。

対象期間

各年度の始めから終わりまで（終了未定）

（例）令和7年度の場合：2025年4月1日から2026年3月31日まで

申請方法 下記の①または②のいずれかの方法で申請

①保護者による電子申請（あいち電子申請・届出システム）

豊田市ホームページにあるリンクからアクセスしてください。
申請可能時間：24時間いつでもどこでも申請可能

②保護者による窓口申請

豊田市役所交通政策課（西庁舎3階）の窓口にて、申請を行ってください。
申請可能時間：開庁時間（8:30～17:15）

補助額

通学定期券総額 - (6,000円×月数) = 補助額

1か月定期券：6,000円を超えた額
3か月定期券：18,000円（6,000円×3か月）を超えた額
6か月定期券：36,000円（6,000円×6か月）を超えた額
※豊田市内の自宅から通学のために最も合理的と認められる経路で、通学定期券を購入してください

詳細については、豊田市ホームページでお知らせします。



【問合せ先】豊田市 都市整備部 交通政策課 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市役所西庁舎3F
メールアドレス：koutsu@city.toyota.aichi.jp 電話：0565-34-6603 FAX：0565-33-2433